
NHK歳末たすけあい募金配分申請要領

【2018年度NHK歳末たすけあい募金による2019年度配分】



社会福祉法人 福島県共同募金会

I. はじめに

- 福島県共同募金会（以下「本会」という。）では、2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日まで）に実施・完了する事業について、下記の内容にて申請を募集します。
- この配分事業は県民の皆さまからの善意の募金が財源となっておりますので、申請される場合はそのことを十分に理解し、適正な配分金の活用をお願いします。

II. 募集内容

1. 障がい者支援事業

(1) 配分の対象者

小規模作業所又は障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター（以下、作業所等という。）を運営するものとします。

(2) 配分内容

障がい者の地域生活を支援するため、作業所等の整備充実を目的とした事業に対して配分します。

なお、配分内容は下記の事業とし、いずれか1事業に対して配分を行います。

① 備品の購入又は建物の修繕

- ・配分額は上限15万円、総事業費の75%以内の配分とします。

② 軽自動車の購入

- ・配分額は、搬送用軽自動車（ワゴンタイプ）の場合は上限85万円、利用者送迎用軽自動車（車椅子同乗タイプ）の場合は上限140万円とし、希望する車両の購入代金（付属品・特別仕様等も含む）を配分します。

なお、登録諸経費は配分対象から除きます。

<補 足>

- * 車両整備の場合は、本会指定のロゴマーク等を車両に標示いただきます。業者に見積りを依頼する際は、4ページの「VI. 配分事業の標示」－（2）をご参照のうえ、必ずロゴマーキング代等を含めた価格で車両の見積りを取るようお願いします。
- * 車両の所有者は、法人格を持っている場合はその法人名で、未法人の場合は作業所名で登録を行うようになりますので、予めご承知おきください。

2. 地域保育所（認可外保育施設）備品整備事業

(1) 配分の対象者

次の要件をすべて満たしている県内の地域保育所（認可外保育施設）とします。

- ① 事業に要する資金の確保に困難をきたしている。
- ② 規約、事業計画、事業報告、予算、決算等が整備されている。
- ③ 地域保育所（認可外保育施設）名義の金融機関預金口座を開設している。

なお、以下に該当する保育所は配分対象外とします。

＜対象外となる保育所＞

- ① 株式会社又は有限会社等の営利を目的とする法人が経営する保育所
- ② 事業所内保育所
- ③ 子ども・子育て支援新制度に基づく「地域型保育事業」を行う保育所（※）

※注：本助成事業は、地域保育所（認可外保育施設）を配分対象としています。
市町村の認可事業となる「地域型保育事業」を行う保育所は配分対象となりませんのでご注意願います。

（２）配分内容

- ・地域における子育て活動を支援するため、地域保育所（認可外保育施設）利用者のための備品の購入に対して配分します。
- ・配分額は上限 15 万円、総事業費の 75%以内の配分とします。

3. 児童養護施設就職支援事業

（１）配分の対象者

県内の民間児童養護施設に入所する児童のうち、中学校又は高等学校の卒業後に就職する者としてします。

（２）配分内容

- ・児童養護施設から社会へ巣立っていく児童の就職を支援するため、生活必需品の購入に対して配分します。
- ・配分額は一人当たり 5 万円を上限とし、児童養護施設からの申請に基づき配分します。

4. ハンセン病療養所県人会支援事業

（１）配分の対象者

福島県人会のある 4 ヶ所の療養所（東北新生園、多磨全生園、栗生楽泉園、松丘保養園）としてします。

（２）配分内容

- ・ハンセン病療養所県人会の運営を支援するため、一人当たり 1 万円の運営費の配分を行います。

Ⅲ. 申請方法

(1) 提出書類

NHK歳末たすけあい募金配分申請書に必要な書類を添付して申請してください。

なお、上記「Ⅱ. 募集内容」ごとに所定の申請様式がありますので、以下をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

<募集内容ごとの申請様式>

1. 障がい者支援事業

* 備品の購入又は建物の修繕 ⇒ 様式第1号-①

* 軽自動車の購入 ⇒ 様式第1号-②

2. 地域保育所（認可外保育施設）備品整備事業 ⇒ 様式第1号-③

3. 児童養護施設就職支援事業 ⇒ 様式第1号-④

4. ハンセン病療養所県人会支援事業 ⇒ 様式第1号-⑤

<補 足>

* 本会ホームページ (<http://www.akaihane-fukushima.or.jp/>) にて「申請様式」及び申請書作成に当たっての「記入のポイント」等を公開しておりますので、ご確認のうえ申請願います。

(2) 申請書類の提出先及び提出部数

福島県共同募金会宛て申請書類を1部提出してください。

(3) 提出締切日

2018年12月25日（火）

Ⅳ. 配分申請に関する調査

必要に応じて、審査に必要な書類の追加提出を求める場合や配分申請に関する現地調査を行う場合がありますので、ご協力ください。

Ⅴ. 配分の決定及び配分事業の実施期間

(1) 2018年12月のNHK歳末たすけあい運動の募金実績額により、本会配分委員会において申請内容を審議し、2019年3月下旬の本会理事会・評議員会での承認を得て決定します。

なお、審査の結果、配分金額が申請額より減額される場合や配分が認められない場合もありますので、予めご承知おきください。

(2) 審査結果は2019年4月上旬頃に通知する予定です。

- (3) 配分事業は2019年度内（※2019年4月1日～2020年3月31日まで）に実施・完了していただきます。

VI. 配分事業の標示

配分事業を実施する際は、NHK歳末たすけあい募金の配分を受けたことを必ず明示していただきますので、予めご承知おきください。

(1) 主な明示の例

- ① 備品等の購入の場合 → 当該備品に受配シールを貼ります。
- ② 建物の修繕の場合 → 玄関又は受付にアクリルプレート等を設置します。
- ③ 軽自動車の購入の場合 → 本会指定のロゴマーク等を車両に標示します。

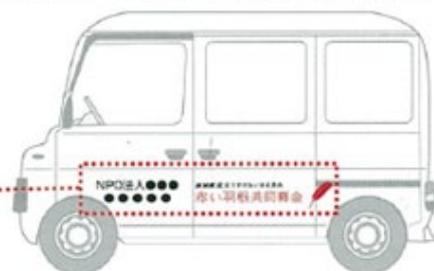
- (2) 車両整備の場合、以下の留意事項及び標示例をご参照のうえ、本会指定のロゴを用いて車両の両側面への塗装、又はカットティングシートでの標示をお願いします。この際、車両の両側面に「法人名」及び「施設名」も忘れずに標示してください。なお、車両整備で申請する場合は、必ずこの費用も見積書に含めて申請するようご留意願います。

<留意事項>

- ・ ロゴマークの赤色がよく見えるよう、原則として車体の色は白、シルバー、ベージュ等とします。
- ・ 「赤い羽根」及び「赤い羽根共同募金」のロゴマークは、赤色の指定色(PANTONE1797M)とします。これらのロゴマークは、A I形式、J P E G形式データの提供が可能です。なお、「法人名」及び「施設名」の文字は黒色とし、書体は見やすいものとしてください。
- ・ 文字の大きさは、5cm角程度を目安に車体の大きさに合わせてバランスよく配置してください。

<標 示 例>

<NHK歳末たすけあい募金配分事業の場合>



NPO法人 ●●●●●●
●●●●●●

NHK 歳末たすけあい助成車両
赤い羽根共同募金 

VII. 留意事項

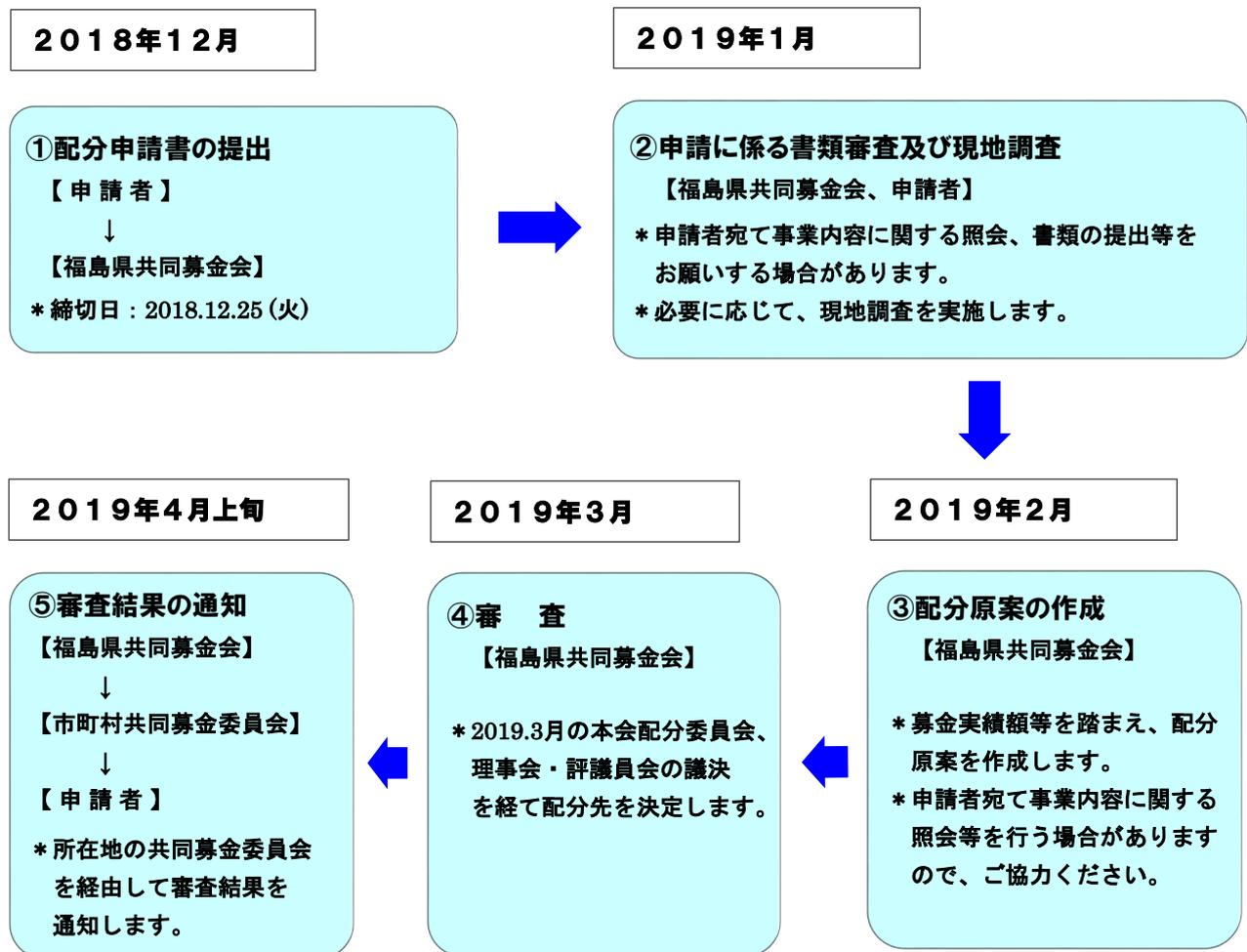
- (1) 配分事業は配分決定後に実施することと規定されておりますので、配分決定前に申請事業に着手（例：備品・車両等の仮押さえや発注、代金の一部を支払うなど）しないでください。
- (2) 上記（1）の事実が明らかとなった場合、配分決定の取消しや配分金の返還を求めることがあります。
- (3) 申請事業が他の助成金で決定した場合、又は老朽化等に伴い至急自己資金で対応する必要が生じた場合などは、申請書の取下げが必要となりますので、本会宛てご連絡をお願いします。

VIII. その他

申請募集の内容等に関して何かご不明の点などがありましたら、本会又は所在地の市町村共同募金委員会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 社会福祉法人福島県共同募金会
〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地 福島県総合社会福祉センター内
TEL：024-522-0822 FAX：024-528-1234
ホームページ：<http://www.akaihane-fukushima.or.jp/>
メールアドレス：akaihane@axel.ocn.ne.jp

<参考> 配分申請から配分決定までの流れ



※注1：上記流れは、「1. 障がい者支援事業」、「2. 地域保育所（認可外保育施設）備品整備事業」、「3. 児童養護施設就職支援事業」の場合です。

※注2：「4. ハンセン病療養所県人会支援事業」の場合も基本的な流れは同じですが、「⑥審査結果の通知」については福島県共同募金会から直接送付しますので、予めご承知おき願います。